

非営利法人制度の概要

法人の形態	社団法人、財団法人	特定非営利活動法人 (NPO法人)	中間法人	学校法人、社会福祉法人、宗教法人 等	協同組合 等
法人格の取得	許可（民法）	認証（特定非営利活動促進法）	準則（中間法人法）	認可（私立学校法等）	認可（協同組合法）
目的	祭祀、宗教、慈善、学術、技芸、社会福祉その他公益に関する事業を行うこと	特定の活動を行うことにより、不特定かつ多数のもの利益の増進に寄与すること	社員に共通する利益を図り、営利を目的としないこと	祭祀、宗教、慈善、学術、技芸、社会福祉その他公益に関する事業を行うこと	中小企業者等が相互扶助の理念により共同仕入等の事業を行うこと (営利の禁止)
残余財産の帰属	国・地方公共団体、類似の公益法人	国・地方公共団体、類似の公益法人	社員に帰属することも可能	国・地方公共団体、類似の公益法人	組合員
監督等	主務官庁 いつでも職権により立入検査できる。	所轄庁 法令等違反の疑いがある場合に限り検査できる。	なし	主務官庁 法令等違反の疑いがある場合に限り検査できる。	主務官庁 法令等違反の疑いがある場合に限り検査できる。

非営利法人等の主な課税の取扱い

項 目	公益法人等	特定非営利活動法人 (NPO法人)	中間法人	協同組合等	人格のない社団等
課税対象	原則非課税 収益事業(33業種)により生じた所得に限り課税	原則非課税 収益事業(33業種)により生じた所得に限り課税	すべての所得に対して課税	すべての所得に対して課税	原則非課税 収益事業(33業種)により生じた所得に限り課税
法人税率	22%	30% (所得800万円まで22%)	30% (所得800万円まで22%)	22%	30% (所得800万円まで22%)
(1) 寄附金枠 (当該法人が寄附をした場合) の損金算入限度額	所得金額の20% { 学校、社福、更生保護は所得の50% 又は年200万円のいずれか多い金額 }	所得金額の2.5% { 認定NPO法人は 所得金額の20% }	所得金額の2.5%	(資本等の金額の0.25% +所得金額の2.5%) × 1/2	所得金額の2.5%
(2) みなし寄附金	収益事業部門から非収益事業部門への資産の振替を寄附金とみなす。	————— { 認定NPO法人は 公益法人等と同じ }	—————	—————	—————

収益事業の範囲

収	益	事 業
1. 物品販売業 2. 不動産販売業 3. 金銭貸付業 4. 物品貸付業 5. 不動産貸付業 6. 製造業 (電気、ガス又は熱の供給業及び物品の加工修理業を含む。) 7. 通信業 8. 運送業 9. 倉庫業 10. 請負業 11. 印刷業	12. 出版業 13. 写真業 14. 席貸業 15. 旅館業 16. 料理店業その他の飲食店業 17. 周旋業 18. 代理業 19. 仲立業 20. 問屋業 21. 鋤業 22. 土石採取業 23. 浴場業 24. 理容業	25. 美容業 26. 興行業 27. 遊技所業 28. 遊覧所業 29. 医療保健業 30. 洋裁、和裁、着物着付け、編物、手芸、料理、理容、美容、茶道、生花、演劇、演芸、舞踊、舞踏、音楽、絵画、書道、写真、工芸、デザイン(レタリングを含む。)、自動車操縦又は一定の船舶操縦(技芸)の教授を行う事業又は入試、補習のための学力の教授若しくは公開模擬学力試験を行う事業 31. 駐車場業 32. 信用保証業 33. 無体財産権の提供等を行う事業
上記の収益事業のうち、その業務が法律の規定に基づいて行われる等特に公共・公益的な一定の事業は収益事業から除外している。		

(備考) 1. 次に掲げる事業は、事業の種類を問わず収益事業から除外している。

- ① 身体障害者及び生活保護者等が従業員の2分の1以上を占め、かつ、その事業がこれらの者の生活の保護に寄与しているもの。
 - ② 母子福祉資金の貸付けの対象となる母子福祉団体が行う事業で、母子福祉資金等の貸付期間内に行われるもの及び公共的施設内において行われるもの。
 - ③ 保険契約者保護機構が、破綻保険会社の保険契約の引受け及びその引受けに係る保険契約の管理等の業務として行うもの。
2. 収益事業の範囲については、順次その拡大が行われてきているが、昭和25年度税制改正以降追加された収益事業は右のとおりである。

年度	追 加 事 業
32	不動産貸付業、医療保健業、技芸教授業
33	美容業
40	不動産販売業
43	駐車場業
51	信用保証業
53	公開模擬学力試験を行う事業
56	技芸教授業(着物着付け、船舶の操縦の追加) 旅館業及び不動産貸付業(範囲拡充)
59	無体財産権の提供等を行う事業 席貸業(範囲拡充) 技芸教授業等(絵画、書道、写真、工芸、デザインの追加、 入試等のための学力の教授の追加)